

社団法人日本工学アカデミー会長信 1998年1月19日付 同封

日本学術振興会 産学協力 先端技術と国際環境第149委員会

「科学技術振興のためのCOE(センター・オブ・エクセレンス)構築へ向けての  
税財政面からの提言」抜粋

科学技術振興のためのCOE(センター・オブ・エクセレンス)構築へ向けた税財政面からの  
提言

- (1) 直前3事業年度平均の一般寄付金支出額が、その損金算入限度額の平均80%を越える法人については、当年度の損金算入限度枠を50%引き上げるとともに、5年間の繰り越しを認めることとする。  
ただし、直前3事業年度平均の特定公益増進法人に対する寄付金の支出額が、その損金算入限度枠の平均25%に達していることを条件とする。
- (2) 科学関連特定公益法人に対する寄付金損金算入限度額が一般寄付金損金算入限度枠を越える部分の計算方式については、 $[(\text{資本金} + \text{内部留保}) \times 2.5 / 1000 + \text{所得} \times 2.5 / 100] \times 1 / 2$  又は、 $[\text{資本金} \times 2.5 / 1000 + \text{過去3年間の所得の平均} \times 2.5 / 100] \times 1 / 2$  のいずれかを納税者が選択(ただし継続適用)することができるようにする。
- (3) 理学、工学、医学等の分野における第一級の学識者が構成し、かつ、閣議決定された Peer Review Committee (外部研究評価委員会 注1) が指定する研究者の組織、プロジェクトに対する企業の寄付は、特定公益増進法人に対する寄付と同等に扱う。  
注1) 「科学技術会議」等の学術団体の議を経て選抜された、産官学の自然科学分野の著名な研究者より構成される委員。  
尚、同委員会メンバーは、科学技術に関係する省庁の議を経て、閣議で決定する。その際、必要に応じ、外部有識者の意見の聴取等による評価を取り入れるとともに、科学技術と人間の生活・社会及び自然との調和を図るべく、人文科学の視点も十分に織り込んでいくよう留意する。
- (4) 個人ないし法人が保有する資産を、上記(3)に該当する研究者、プロジェクトに寄付した場合も、特定寄付金として所得控除を認め、かつ、贈与税又は一時所得課税を免除する。